

○国土交通省令第 号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十条の三第二項（同法第十九条の三第三項、第十条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十二条の二第二項（同法第四十条第五項において準用する場合を含む。）、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第九条第二項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百三十二条の二第二項及び第三十七條の二、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の三第二項（同法第三十八条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）及び第六十三条並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十六条第二項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）及び第六十五条の規定に基づき、海上運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

海上運送法施行規則等の一部を改正する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三号ハ、第二十一条の十九第三号ハ及び第二十二条の二第三号ハ中「事故」の下に「、災害」を加える。

第二十三条の十一第三号ハ中「事故」の下に「、災害」を、「防止対策」の下に「（感染症が発生した場合に当該感染症がまん延するおそれが特に大きいものとして国土交通大臣が定める事業を営む者にあつては、感染症の発生及びまん延の防止対策を含む。）」を加え、同号ニ中「場合」の下に「（ハに規定する者にあつては、感染症が発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）」を加える。

（内航海運業法施行規則等の一部改正）

第二条 次に掲げる省令の規定中「事故」の下に「、災害」を加える。

- 一 内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第十三条第三号ハ
- 二 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百十二条の四の表輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項の項第二号
- 三 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の四第三号ロ
- 四 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第三号ロ及び第五十八条の三第三号ロ
- 五 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の五第三号ロ

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年二月一日から施行する。ただし、第一条中海上運送法施行規則第二十条の十一第三号の改正規定（同号ハ中「事故」の下に「、災害」を加える部分を除く。）及び次条から附則第七条までの規定は、公布の日から施行する。

(海上運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に人の運送をする船舶運航事業を営む者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定（海上運送法施行規則第二十三条の十一第三号の改正規定（同号ハ中「事故」の下に「、災害」を加える部分を除く。）を除く。）による改正後の海上運送法施行規則（以下この項において「新海上運送法施行規則」という。）の規定の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、新海上運送法施行規則の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

(内航海運業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に内航海運業（総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航運送をする事業に限る。）を営む者は、施行日前においても、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の内航海運業法施行規則（以下この条において「新内航海運業法

施行規則」という。)の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、新内航海運業法施行規則の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

(航空法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に本邦において航空運送事業を営む者は、施行日前においても、第二条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の航空法施行規則(以下この条において「新航空法施行規則」という。)の規定の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、新航空法施行規則の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に一般旅客自動車運送事業(その事業の規模が旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものを除く。)又は特定旅客自動車運送事業(その事業の規模が同令第四十七条の二第二項において準用する同条第一項に規定する規模未満であるものを除く。)を営む者は、施行日前においても、第二条(第三号に係る部分に限る。)の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則(以下この条において「新旅客自動車運送事業運輸規則」という。)の規定の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、新旅客自動車運送事業運輸規則の相当する規定により施行日に行われたもの

とみなす。

(鉄道事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に鉄道事業、索道事業又は軌道事業を営む者は、施行日前においても

、第二条(第四号に係る部分に限る。)の規定による改正後の鉄道事業法施行規則(以下この条に

おいて「新鉄道事業法施行規則」という。)の規定(軌道法施行規則(大正十二年 内務 鉄道 省令)にお

いて準用する場合を含む。)の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合
において、当該届出は、新鉄道事業法施行規則の相当する規定により施行日に行われたものとみな
す。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令の施行の際現に一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業(その事

業の規模が貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の三に規定する規模未満であるものを除く。)

又は第二種貨物利用運送事業(同令第三十四条において準用する同令第二条の三に規定する規模未

満であるものを除く。)を営む者は、施行日前においても、第二条(第五号に係る部分に限る。)

の規定による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下この条において「新貨物自動車運送
事業輸送安全規則」という。)の規定の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。

この場合において、当該届出は、新貨物自動車運送事業輸送安全規則の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。